

## 国立国会図書館法第二十五条の四第四項に規定する

### 金額等に関する件

(平成二十五年五月三十日国立国会図書館告示第一号)

改正 平成二十六年六月 十八日国立国会図書館告示第一号

同 二十七年六月 九日同 第一号

同 二十八年五月三十一日同 第二号

同 二十九年六月 一日同 第一号

同 三十年五月 三十日同 第二号

令和 元年七月 一日同 第一号

同 四年六月 一日同 第二号

同 四年九月 十五日同 第三号

本産業規格（以下「日本産業規格」という。）X〇三〇五で定める国際標準図書番号

二 日本産業規格X〇三〇六で定める国際標準逐次刊行物番号

三 国際標準化機構の規格第二六三二四号で定めるデジタルオブジェクトアイデンティファイアー

### (規程第一条第二号の記録方式)

3 規程第一条第二号の記録方式は、次のとおりとする。

一 P D F方式

二 E P U B方式

三 D A I S Y方式

### (規程第二条第一項第一号の情報)

4 規程第二条第一項第一号の情報は、次のとおりとする。

一 題名

二 作成者

三 出版者（オンライン資料を公衆に利用可能とし、又は送信した者をいう。）

四 出版日（オンライン資料を公衆に利用可能とし、又は送信した日をいう。）

五 オンライン資料に複数の版が存在する場合は、版に関する情報

六 オンライン資料が規程第一条第一号に掲げるものである場合

2 規程第一条第一号のコードは、次のとおりとする。

一 産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日

### (規程第一条第一号のコード)

1 国立国会図書館法（昭和二十三年法律第五号）第二十五条の四第四項に規定する金額は、国立国会図書館法によるオンライン資料の記録に関する規程（平成二十五年国立国会図書館規程第一号。以下「規程」という。）第二条第一項第一号に規定する方法による提供については零とし、同項第二号に規定する方法による提供については次に掲げる金額の合計額とする。

一 記録媒体の購入に要する金額 記録媒体一点につき九十二円

二 送付に要する金額 郵送に要する最低の料金に相当する金額

七 オンライン資料がハイパーテキストトランスファープロトコルにより公衆に利用可能とされた場合は、ユニフォームリソースロケータ

**(規程第二条第一項第二号の記録媒体)**

5 規程第二条第一項第二号の記録媒体は、日本産業規格X六二四九に適合する直径百二十ミリメートルのディスクとする。

**(規程第二条第一項第二号の記録方式)**

6 規程第二条第一項第二号の記録方式は、ポリウム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇六、X〇六〇七又はX〇六〇九で定める方式とし、記録媒体への記録を完了した時には、日本産業規格X六二四九で定めるファイナライズの処理を行い、追記不可の状態とするものとする。

**(規程第二条第二項の状態)**

7 規程第二条第二項の状態は、第一号に掲げる基準に従い、かつ、第二号から第五号までに掲げる基準を参酌して定めるものとする。

一 オンライン資料に技術的制限手段(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法によりオンライン資料の閲覧又は記録を制限する手段であつて、オンライン資料の閲覧若しくは記録のために用いられる機器(以下「閲覧等機器」という。)が特定の反応をする信号をオンライン資料とともに記録媒体に記録し、若しくは送信する方式又は閲覧等機器が特定の変換を必要とするようオンライン資料を

変換して記録媒体に記録し、若しくは送信する方式によるものをいう。以下この号において同じ。)が付されている場合は、技術的制限手段が付されていない状態で提供すること。

二 同一の内容のオンライン資料であつて、次に掲げる記録方式のうち二以上の記録方式により記録されているものが公衆に利用可能とされ、又は送信された場合は、次に掲げる順序に従い、先順位にある一の記録方式により記録されているオンライン資料を提供すること。

イ PDF方式

ロ E P U B方式(閲覧等機器の画面に表示される文字、図形等の数、大きさ、配置等を変更することができ、又はこれらが閲覧等機器に応じて自動的に変更されるものに限る。)

ハ E P U B方式(ロに該当するものを除く。)

ニ イからハまでに掲げる方式以外の記録方式

三 オンライン資料がテキストデータが付された状態で公衆に利用可能とされ、又は送信された場合は、テキストデータが付された状態で提供すること。

四 同一の内容のオンライン資料が二以上の解像度により公衆に利用可能とされ、又は送信された場合は、最も解像度が高い一のオンライン資料を提供すること。

五 一のオンライン資料であつて、その内容の全てで構成されるもの(以下この号において「全体版資料」という。)及び全体

版資料の一部分のみから構成されるもののいずれもが公衆に利用可能とされ、又は送信された場合は、全体版資料を提供すること。

#### 附 則

この告示は、平成二十五年七月一日から施行する。

#### 附 則（平成二十六年六月十八日国立国会図書館告示第一号）

- 1 この告示は、平成二十六年六月十八日から施行する。
- 2 この告示による改正後の国立国会図書館法第二十五条の四第四項に規定する金額等に関する件第一項第一号の規定は、平成二十六年六月十八日以後に受理した記録媒体について適用し、同日前に受理した記録媒体については、なお従前の例による。

#### 附 則（平成二十七年六月九日国立国会図書館告示第一号）

- 1 この告示は、平成二十七年六月九日から施行する。
- 2 この告示による改正後の国立国会図書館法第二十五条の四第四項に規定する金額等に関する件第一項第一号の規定は、平成二十七年六月九日以後に受理した記録媒体について適用し、同日前に受理した記録媒体については、なお従前の例による。

#### 附 則（平成二十八年五月三十一日国立国会図書館告示第二号）

- 1 この告示は、平成二十八年五月三十一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の国立国会図書館法第二十五条の四第四項に規定する金額等に関する件第一項第一号の規定は、この告示の施行の日以後に受理した記録媒体について適用し、同日前に受

理した記録媒体については、なお従前の例による。

#### 附 則（平成二十九年六月一日国立国会図書館告示第一号）

- 1 この告示は、平成二十九年六月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の国立国会図書館法第二十五条の四第四項に規定する金額等に関する件第一項第一号の規定は、この告示の施行の日以後に受理した記録媒体について適用し、同日前に受理した記録媒体については、なお従前の例による。

#### 附 則（平成三十年五月三十日国立国会図書館告示第二号）

- 1 この告示は、平成三十年五月三十日から施行する。
- 2 この告示による改正後の国立国会図書館法第二十五条の四第四項に規定する金額等に関する件第一項第一号の規定は、この告示の施行の日以後に受理した記録媒体について適用し、同日前に受理した記録媒体については、なお従前の例による。

#### 附 則（令和元年七月一日国立国会図書館告示第一号）

- 1 本件は、令和元年七月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の国立国会図書館法第二十五条の四第四項に規定する金額等に関する件第一項第一号の規定は、この告示の施行の日以後に受理した記録媒体について適用し、同日前に受理した記録媒体については、なお従前の例による。

#### 附 則（令和四年六月一日国立国会図書館告示第二号）

- 1 この告示は、令和四年六月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の国立国会図書館法第二十五条の四第四

項に規定する金額等に関する件第一項第一号の規定は、この告示の施行の日以後に受理した記録媒体について適用し、同日前に受理した記録媒体については、なお従前の例による。

**附 則**（令和四年九月十五日国立国会図書館告示第三号）

この告示は、令和五年一月一日から施行する。